

香芝市告示第 号

香芝市企業立地マッチング支援制度実施要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市企業立地マッチング支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香芝市（以下「市」という。）と土地又は建物の売買又は賃貸借に関する情報（以下「不動産物件情報」という。）を持つ公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）が連携して、市内に事業所の立地を希望する事業者へ不動産物件情報を提供することにより、企業誘致を推進するとともに雇用の場の確保を図り、もって市内経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 立地 市内の土地又は建物を事業活動の用に供することをいう。
- (2) 情報提供者 宅建協会の会員をいう。

(対象者)

第3条 本制度により市から不動産物件情報の提供を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、香芝市総合計画、香芝市都市計画マスタープランその他の市のまちづくりの方針に合致する事業所の立地を希望する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者としない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令（市の条例、規則等を含む。以下「法令等」という。）の規定に抵触する事業所の立地を希望する者
- (2) その他市長が不適当と認める者

(市への情報提供の依頼)

第4条 対象者は、不動産物件情報の提供を受けようとするときは、香芝市事業用不動産物件問合せ票（第1号様式）及び香芝市事業用不動産物件情報提供依頼書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(宅建協会への情報提供の依頼)

第5条 市長は、前条の規定による依頼があったときは、香芝市事業用不動産物件情報提供依頼書（第2号様式）を宅建協会に送付し、当該依頼に係る不

動産物件情報の提供を依頼するものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、宅建協会に対し対象者の名称、所在地その他の対象者が特定される情報を提供しないものとする。

(情報の収集)

第6条 前条第1項の規定により依頼を受けた宅建協会は、情報提供者に対し不動産物件情報（情報提供者が所有し、若しくは売買若しくは賃貸借の媒介契約を締結し、又は所有者から売買若しくは賃貸借についての同意を得ている、若しくはその見込みがある土地又は建物に係るものに限る。）の収集について依頼するものとする。

(報告)

第7条 前条の規定により収集の依頼をされた情報提供者は、不動産物件情報を保有しているときは、市長が指定する期限までに香芝市事業用不動産物件回答票（第3号様式）及び香芝市事業用不動産物件情報概要書（第4号様式）により当該不動産物件情報に関する事項を市長へ報告しなければならない。

(対象者への通知)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る不動産物件情報に関する事項を香芝市事業用不動産物件情報概要書（第4号様式）により対象者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、情報提供者から同一の不動産物件情報について報告を受けたときは、次に掲げる取引態様の種別の順序を優先順位とし、最も優先順位の高い不動産物件情報を対象者に通知するものとする。ただし、同一の優先順位である不動産物件情報が複数あるときは、先着順とする。

(1) 売主又は貸主

(2) 代理

(3) 専属専任媒介契約

(4) 専任媒介契約

(5) 一般媒介契約

(連絡調整等)

第9条 対象者は、前条第1項の規定により通知された不動産物件情報について交渉等を行おうとするときは、当該不動産物件情報を保有する情報提供者へ直接連絡するものとする。

- 2 市は、対象者と情報提供者との売買等に関する交渉等については、関与しないものとする。

(状況報告)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により通知した対象者に対し、売買等

に関する交渉等の状況について報告を求めることができる。

（責任の範囲）

第 11 条 市は、第 8 条第 1 項の規定による通知後に行われる対象者と情報提供者との間の立地に関する連絡調整、交渉、契約等について一切の責任を負わない。

2 対象者及び情報提供者は、当該対象者が立地を行うに当たり適用を受ける法令等の規定を遵守しなければならない。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 10 日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

香芝市事業用不動産物件問合せ票

年 月 日

香芝市長

所 在 地
事 業 所 名
代 表 者 名

企業立地に係る事業用地について、香芝市事業用不動産物件情報提供依頼書（第 2 号様式）のとおり情報提供を依頼します。なお、問合せに当たって、次に掲げる事項を承諾します。

- 1 香芝市事業用不動産物件情報提供依頼書（第 2 号様式）の内容を情報提供者（公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会及びその会員）に提供すること。
- 2 本事業の運用により知り得た情報を、情報提供者の許可なく他人に漏らし、又は本事業の目的以外の趣旨で使用しないこと。
- 3 本事業による情報提供は、立地希望企業と事業用地等の情報を持つ宅地建物取引業者とのマッチングを目的とするものであり、情報提供後に当事者間で行われる具体的な調整及び取り交わされる不動産契約については、市は責任を負わないこと。
- 4 立地希望企業が施設を設置するに当たっての建築基準法等の法令等における条件については、立地希望企業及び取引を行う宅地建物取引業者において責任をもって確認すること。
- 5 本制度により知り得た情報を情報提供者の同意なく他に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。

担当者名（部署・役職）	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電 子 メール ア ド レ ス	

第2号様式（第4条、第5条関係）

香 芝 市 記 入 情報提供依頼番号	
-----------------------	--

香芝市事業用不動産物件情報提供依頼書

予 定 す る 業 務 内 容	
希 望 不 動 産 （ 複 数 選 択 可 ）	土 地 ・ 建 物
取 得 ・ 賃 貸 の 別 （ 複 数 選 択 可 ）	取 得 ・ 賃 貸 ・ 未 定
希 望 価 格	
希 望 時 期	
希 望 地 区	
用 途 地 域 （ 建 ぺ い 率 ・ 容 積 率 ・ 地 区 計 画 ）	
土 地 の 条 件 （ 面 積 、 形 状 、 状 態 等 ）	
建 物 の 条 件 （ 階 数 、 延 床 面 積 、 天 井 高 等 ）	
設 備 ・ イ ン フ ラ （ 電 気 、 水 道 、 ガ ス 等 ）	
駐 車 場 （ 台 数 ）	
隣 接 道 路 （ 道 路 幅 等 ）	
幹 線 道 路 へ の ア ク セ ス	
交 通 機 関	
環 境 影 響 の 有 無 （ 土 壌 汚 染 や 騒 音 等 ）	
周 辺 環 境 に 関 す る 希 望 （ 周 辺 に 住 宅 が な い こ と 等 ）	
そ の 他	

備考 更地希望の場合又は建物の有無を問わない場合は、建物の条件の欄にその旨を記入してください。

第3号様式（第7条関係）

香芝市事業用不動産物件回答票

年 月 日

香芝市長

所 在 地

事 業 所 名

代 表 者 名

年 月 日付け香芝市事業用不動産物件情報提供依頼書により依頼のありました件について、別紙のとおり情報を提供します。

また、情報提供に当たって、次の事項を承諾します。

- 1 香芝市事業用不動産物件情報概要書（第4号様式）の内容を、対象者に対して提供すること。
- 2 本事業の運用により知り得た情報を、情報提供者の許可なく他人に漏らし、又は本事業の目的以外の趣旨で使用しないこと。
- 3 本事業による情報提供は、立地希望企業と事業用地等の情報を持つ宅地建物取引業者とのマッチングを目的とするものであり、情報提供後に当事者間で行われる具体的な調整及び取り交わされる不動産契約については、市は責任を負わないこと。
- 4 立地希望企業が施設を設置するに当たっての建築基準法等の法令等における条件については、立地希望企業及び取引を行う宅地建物取引業者において責任をもって確認すること。
- 5 本制度の実施に関して知り得た情報を対象者の同意なく他に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。

第4号様式（第7条、第8条関係）

香 芝 市 記 入 情報提供依頼番号	
-----------------------	--

香芝市事業用不動産物件情報概要書

1 不動産事業者情報（問合せ先）

所 在 地	
事 業 所 名	
代 表 者 名	
担当者名（部署・役職）	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電 子 メール ア ド レ ス	
取 引 態 様	売主／貸主・代理・媒介（専属専任・専任・一般）

2 物件概要

物件の所在地（丁目まで）				
土 地	面 積	㎡（ 坪）		
	地 目			
	現 況			
建 物	床 面 積	㎡（ 坪）		
	構 造			
	用 途		築 年 数	
	階 数	階建て（うち 階部分・一棟）		
法 規 制	用 途 地 域			
	建 ぺ い 率		容 積 率	
	そ の 他			
取引形態（売買金額・賃料等）		売 買	円	
		賃 貸	円／月	
取 引 可 能 時 期		年 月 頃		
備 考				